

## NPO 法人 北海道科学活動ネットワーク ボランティア(サポーター)制度 実施要領

### (趣 旨)

第1 この要領は、NPO 法人北海道科学活動ネットワーク(以下「ネットワーク」という)の運営に当たり、市民の参画を推進し協働による運営を図るため、ボランティア(サポーター)制度を実施することとし、その実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2 ボランティア制度とは、法人の主催および協働する事業の活動・運営を目指し、ネットワークの行う事業等への継続的な活動の推進を図るため、謝金・交通費程度の謝礼のあるボランティア制度とする。

### (活動内容)

第3 ボランティア(以下「サポーター」という)は、次に掲げるネットワーク運営の支援活動を行うものとする。

窓口業務の支援

イベント業務の支援

その他必要と認められるネットワーク業務の支援

### (配 置)

第4 ネットワークへのサポーターの配置にあたっては、次の各号のとおりとする。

原則として、活動時に常時2~3名のサポーターを配置する。

サポーター1名の活動時間単位は、原則として5時間とする。ただし、当日の活動支援内容によってはその限りではない。

活動日程及び場所は、各活動内容や状況を踏まえ、原則としてネットワーク事務局より指定される。

### (謝 礼)

第5 原則として、サポーターに対して、当該活動時間に応じて、予算の範囲内で謝金・交通費程度の謝礼を支払うものとする。交通費については、活動日の全額を支給する事とするが、謝礼においては時間給としては支給しない。

### (登録資格)

第6 サポーターとして登録することができる者は、市民活動やボランティア活動及びその支援に理解と熱意があり、ボランティア精神をもってネットワークの運営に協力できる18歳以上の個人とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

市内および周辺に住所または勤務先・通学先のある者

市内および周辺でボランティアや市民活動などを行っている者

土・日・祭日を中心とした年度内に行われる活動に、5回以上参加可能な者

活動現場へ自ら来れる者

(登録方法)

第7 サポーターの登録をしようとする者は、「NPO 法人北海道科学活動ネットワークサイエンスサポーター登録申請書」(別記第1号様式)に必要事項を記入し、ネットワークに提出するものとする。

2 前項による申請があった場合、面接により登録手続きを行い、後日、登録済みの通知を本人に送付するものとする。

(登録期間)

第8 登録期間は、登録申請書が受理された日から、当該年度の末日までとする。

(登録の更新及び変更)

第9 登録の更新をしようとする者は、毎年4月に「NPO 法人北海道科学活動ネットワークサイエンスサポーター登録更新・記載事項変更届」(別記第2号様式)を指定管理者へ提出するものとする。

2 登録申請書の記載事項に変更があるときは、すみやかに「NPO 法人北海道科学活動ネットワークサイエンスサポーター登録更新・記載事項変更届」(別記第2号様式)を指定管理者へ提出するものとする。

(登録の取り消し)

第10 サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとし、後日、登録解除の通知を本人に送付するものとする。

サポーターから登録辞退の申し出があったとき。

第6に規定する要件を満たさなくなったとき。

サポーターとしての適性に欠けると認められるとき。

2 登録を辞退しようとするサポーターは、「NPO 法人北海道科学活動ネットワークサイエンスサポーター登録解除届出書」(別記第3号様式)をネットワークへ提出するものとする。

(登録情報の保護)

第11 サポーターに関する情報を他の目的に使用、又は第3者に漏らしてはならない。

(研修)

第12 サポーターによる適切な支援活動を確保するため、サポーターに対して、当該活動に必要な研修を行うものとし、サポーターはこれを必ず受講するものとする。

(役割)

第13 サポーターは、当該活動の公益性を認識し、受益者である市民から安心及び信頼を得られるよう活動するとともに、その活動が広く市民に理解するよう努めるものとする。

2 サポーターは、当該活動に際して、事故や約束事の不履行により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

( 報 告 )

第 14 サポーターは、当該活動が終了した時は、ネットワーク管理者の指示により当該活動の報告をするものとする。

( 保 険 へ の 加 入 等 )

第 15 サポーターは、万一の事故に備えて、NPO 法人北海道科学活動ネットワークが加入する保険に加入するものとし、その保険料は、必要に応じて指定管理者が負担するものとする。

2 サポーターが事故等により当該活動中に受けた損害の補償の範囲は、前項の保険から支払われる金額を限度とする。

( 附 則 )

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から実施する。